

第 2 次長浜市下水道ビジョン

【改訂版】（案）

快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築

～つながる力が未来の水を支える～



令和 9 年 3 月

長浜市 下水道事業部

目 次

01	第1編 第2次長浜市 下水道ビジョン改定にあたって	1	06	第6編 主要施策と具体的な取組	20
	1 計画改定の目的と背景	1		1 汚水処理の効率化	21
	2 計画期間	1		① 公共下水道への接続(7地区)	21
02	第2編 長浜市の概要	2		② 公共下水道への接続(余呉地域)	24
	1 位置・地勢	2		③ 処理施設の統合(西浅井地域)	26
	2 気候	3		④ 小規模集落における処理方式の 見直し	28
	3 人口	4		⑤ 複数自治体による事業運営の一 体化	29
	4 財政	6		2 会計制度の見直し	30
03	第3編 下水道事業の概要	7		⑥ 農業集落排水事業への地方公営 企業法の一部適用	30
04	第4編 下水道の現状と課題	10		⑦ 下水道事業全体への地方公営企 業法の全部適用の検討	31
	1 生活排水処理の現状	10		3 災害対策	32
	2 管路整備状況	11		⑧ 浸水対策	32
	3 処理場整備状況	12		⑨ 地震対策	32
	4 水環境の現状	12		⑩ 下水道BCP	32
	5 地震対策の現状	13		4 スtockマネジメント	33
	6 維持管理の現状	14		⑪ (1)ストックマネジメント計画(管 路施設)	33
	7 浸水対策の現状	15		(2)ストックマネジメント計画(マ ンホールポンプ施設)	33
	8 改築更新の状況	16	07	第7編 その他の取組について	34
	9 経営の現状	17		1 下水道への接続手続き	34
05	第5編 取組方針	19		2 不明水対策	34
				3 用途廃止施設の利活用・解体除却	34
				4 企業債の償還財源	34
				5 下水道使用料の見直し	34

第1編

第2次長浜市下水道ビジョン改定にあたって

1 計画改定の目的と背景

本市では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道や農業集落排水施設等の整備を進めてきました。現在では、下水道施設は概成しており、下水道事業は、施設の整備を中心とする段階から、既存施設の維持管理・改築更新を中心とする段階へと移行しています。こうした中、「第2次長浜市下水道ビジョン」に基づき、施設の適切な維持管理や計画的な改築・更新を進めるとともに、農業集落排水施設の公共下水道への接続など、施設の効率的な運用や経営の健全化に取り組んできました。

一方、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増大、浸水・地震等の災害対策、下水道事業を支える職員の確保など、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、今後も厳しい事業運営が見込まれます。また、人口減少が今後も進む中で、将来の人口規模や汚水処理需要を見据え、施設規模や事業運営のあり方についても、中長期的な視点から検討していくことが求められています。

こうした状況に対応し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくためには、これまで進めてきた施設の統廃合や効率化を着実に進めるとともに、限られた人員や財源を有効に活用し、近隣自治体や関係機関との連携をさらに強化していく必要があります。これまでの市単独での取組に加え、自治体の枠を越えた広域化・共同化を進めることにより、事業運営のさらなる効率化や経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

このため、これまでの取組の進捗や下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、広域化・共同化を新たな取組として位置付けるとともに、今後の下水道事業の方向性や具体的な施策を改めて整理し、持続可能な下水道事業の実現に向けてビジョンの改定を行います。

2 計画期間

改定後の第2次長浜市下水道ビジョンは、現行ビジョンの計画期間を引き継ぎ、令和9年度から令和20年度(2027年度～2038年度)までの12年間を計画期間とします。



第2編

長浜市の概要

1 位置・地勢

本市は、平成18年2月13日に、旧長浜市、浅井町、びわ町の1市2町が合併し、その後、平成22年1月1日に、旧長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の1市6町が合併し、現在の市域となりました。

本市は、琵琶湖の北東に位置し、総面積は681.02km²(うち陸地539.63km²)で、北は福井県、東は岐阜県に接しています。伊吹山系等の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に囲まれ、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と多くの水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

地理的には、京阪神や中京、北陸の経済圏の結節点となる場所にあり、京都市や名古屋市からおおよそ60km、大阪市からおおよそ100km、福井市からおおよそ90kmに位置しています。

鉄道は、市域の南北に北陸本線が走り、JR米原駅で東海道本線、東海道新幹線へと結ばれています。また、JR近江塩津駅には湖西線が結節し、京都方面へつながっています。

広域幹線道路は、国道8号と北陸自動車道が市の南北を貫き、北陸自動車道が名神高速道路米原ジャンクションへ連絡し、京阪神方面・名古屋方面へつながっています。一般道は、京阪神方面は国道8号から国道1号へ、名古屋方面は国道8号または国道365号から国道21号へ、それぞれつながっています。

出典：長浜市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 令和7年10月策定に一部加筆

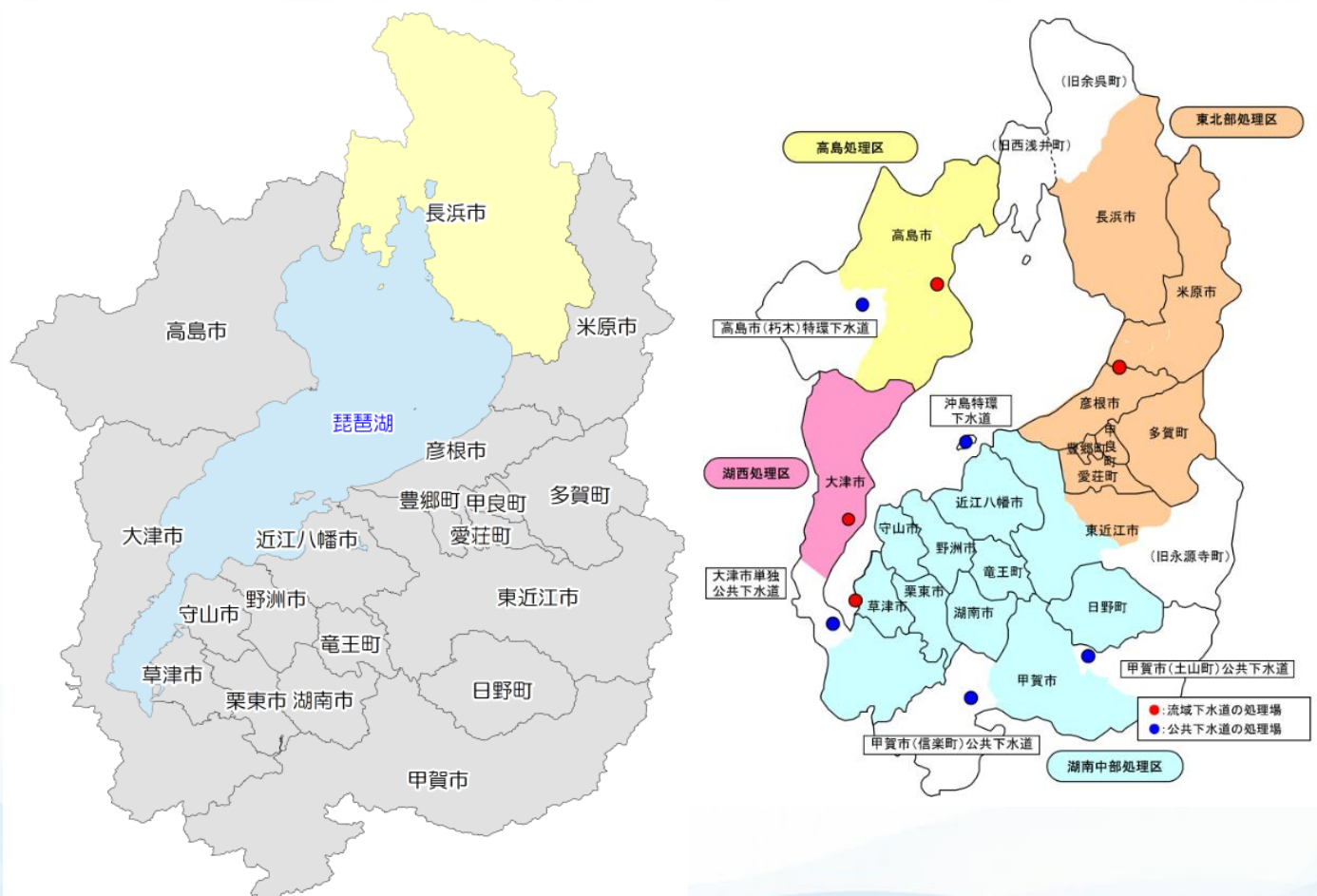


図.1 長浜市の位置及び東北部処理区の下水道区域

第2編

長浜市の概要

2 気候

気候は、日本海型気候に属しており、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすい日が多い一方、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、降雪量が多く、市域の一部は豪雪地帯や特別豪雪地帯に指定されています。

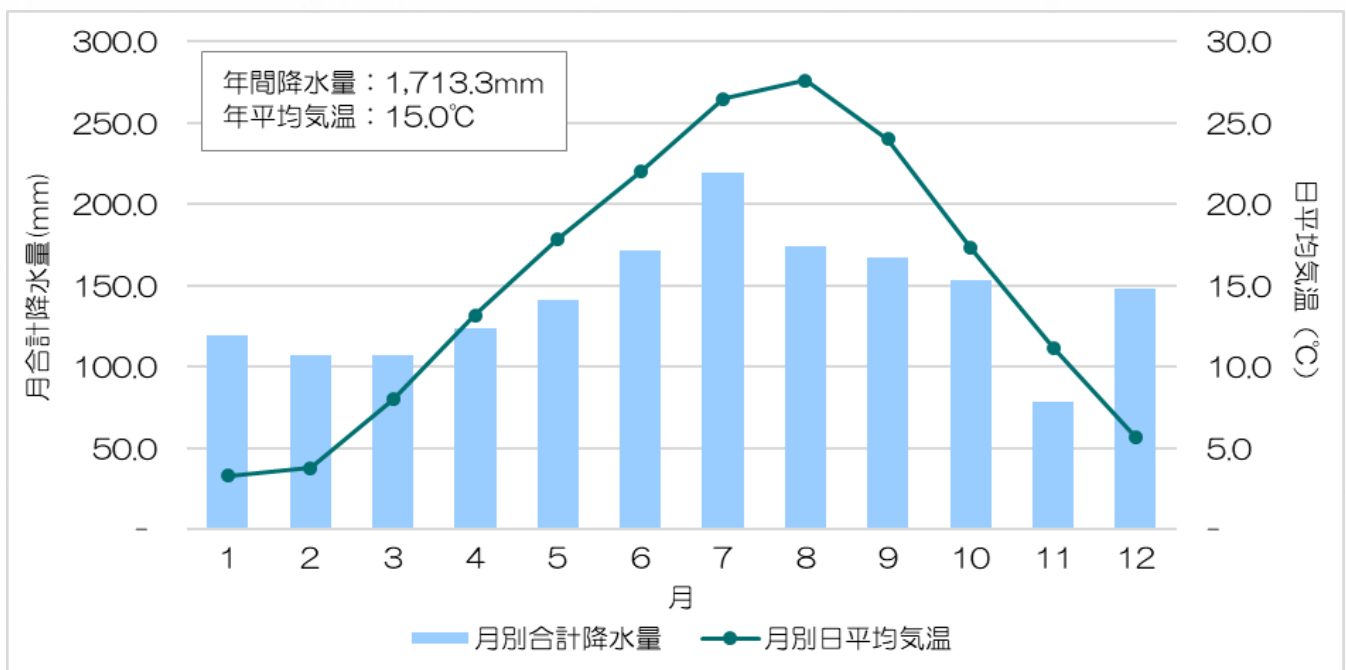
出典：長浜市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 令和7年10月策定

1 気温

過去10年間(2016年～2025年)の年間平均気温は15.0℃であり、1年のうち最高気温は8月、最低気温は1月に現れています。

2 降水量

過去10年間(2016年～2025年)の降水量は、梅雨時期の7月、台風時期の9月に多い傾向がありますが、降雪の影響により12月にも降水量が多い傾向があります。



出典：気象庁ホームページ

図.2 長浜市の気候(2016年～2025年)

第2編

長浜市の概要

3 人口

令和2(2020)年国勢調査によると、本市の人口は令和2年10月1日時点で113,636人であり、平成17年以降は減少傾向にあります。65歳以上の人口は32,349人であり、65歳以上の人口割合は、全国平均値28%並みの28.5%となっています。

令和2年10月1日時点の人口では、旧長浜市は全体の53%、次いで旧東浅井郡(旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町、旧湖北町)が28%、旧伊香郡(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)が19%となっており、旧長浜市が半数以上を占めています。

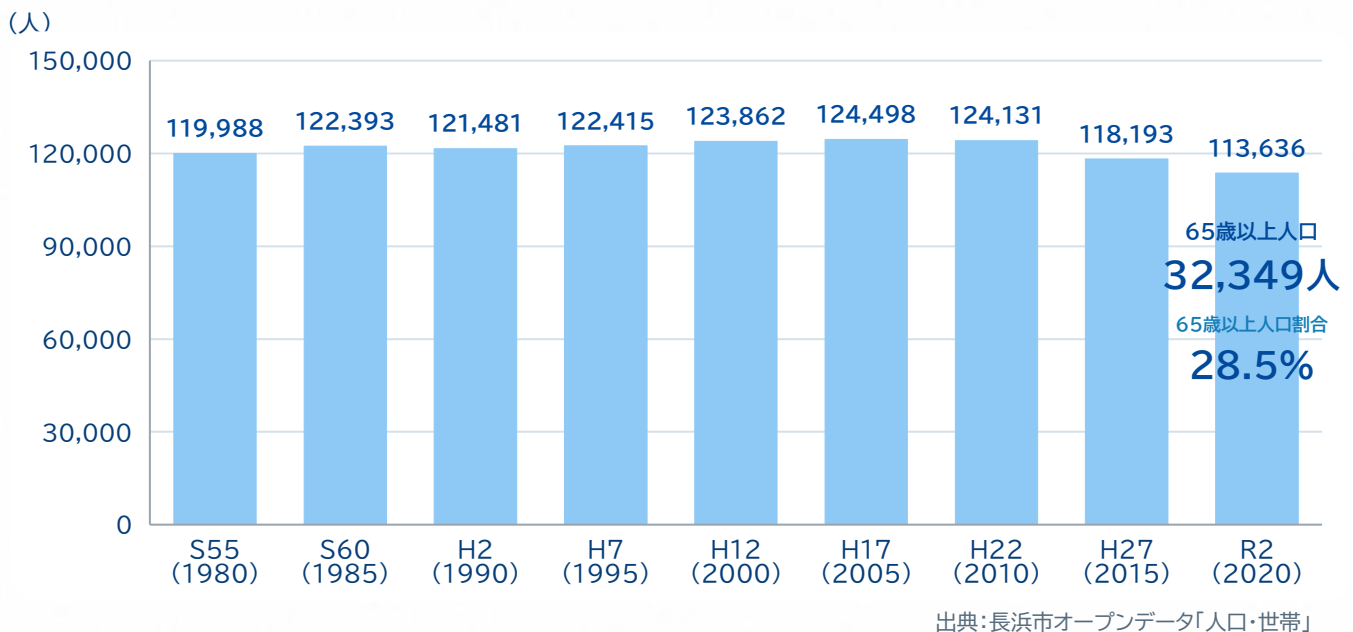


図.3 長浜市の行政人口の推移



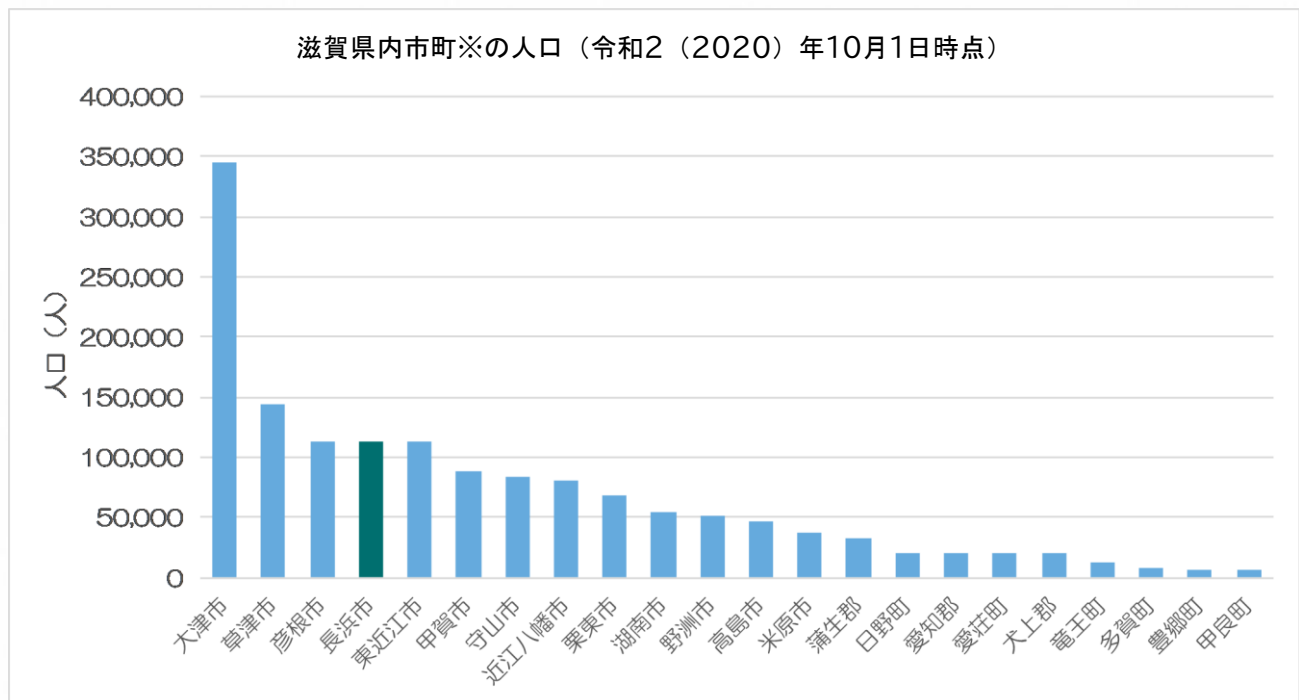
図.4 長浜市の地区別人口構成

第2編

長浜市の概要

3 人口

滋賀県が公表している資料「滋賀県の人口と世帯数」によると、人口は、県下(19市町)で大津市、草津市、彦根市について4番目に多い状況です。



出典：滋賀県ホームページ「滋賀県の人口と世帯数」

（※）蒲生郡：日野町、竜王町 愛知郡：愛荘町 犬上郡：豊郷町、甲良町、多賀町

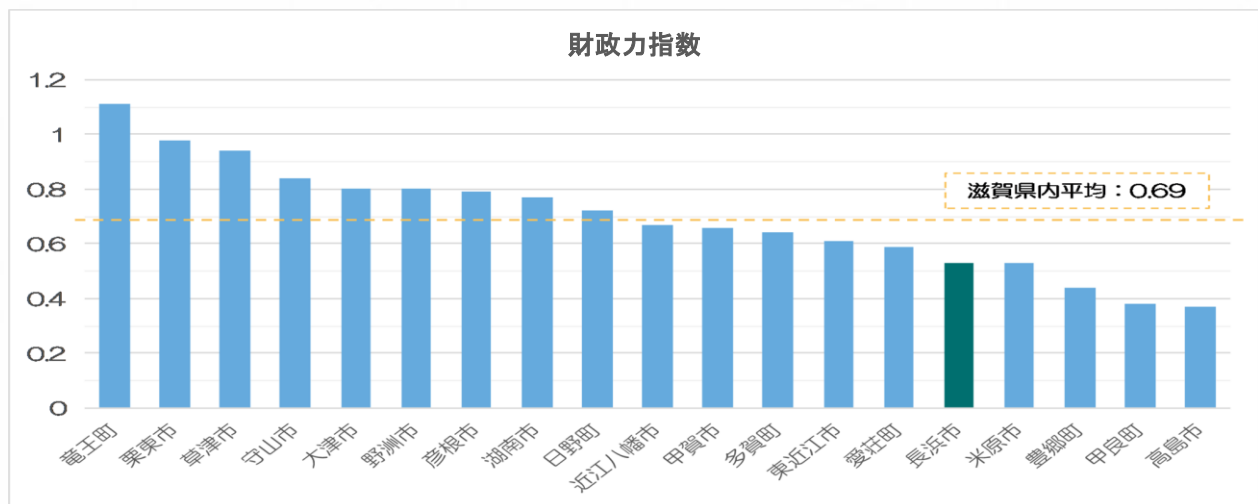
図.5 滋賀県内市町の人口(令和2(2020)年10月1日時点)

第2編

長浜市の概要

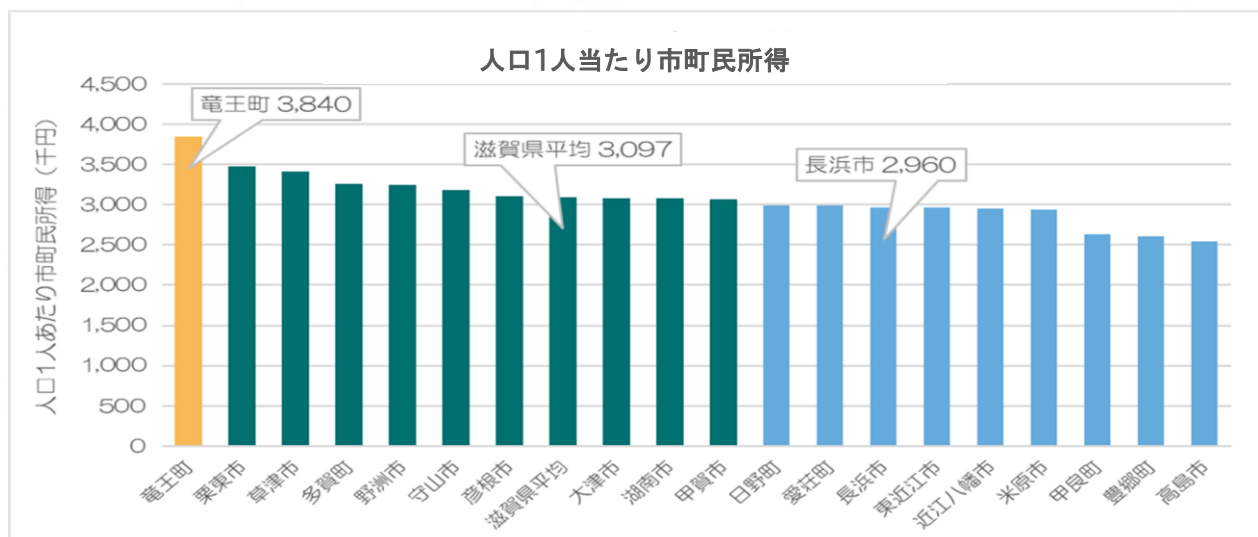
4 財政

本市の財政力指数¹は、1.0を下回る0.53と県下で15番目の状況にあり、財政的に脆弱な傾向にあります。県下での1人当たりの所得は、竜王町が3,840千円と最も高くなっています。本市は2,960千円と滋賀県平均の3,097千円を下回り、県下で13番目の状況にあります。



出典：総務省ホームページ「令和3年度地方公共団体の主要財政資料一覧」

図.6 財政力指数



出典：滋賀県ホームページ「令和2(2020)年度滋賀県市町民経済計算」

図.7 人口1人あたり市町民所得

¹ 財政力指数：自治体の財政力を示す指標であり、基準となる収入額を支出額で割り算(÷)した数値です。1.0であれば収支バランスがとれていることを示し、1.0を上回れば基本的に地方交付税交付金が支給されません。

第3編

下水道事業の概要

本市の生活排水は、公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む)1処理区、農業集落排水施設31処理区、小規模集合排水処理施設1処理区、個別排水処理施設1処理区の合計34処理区で処理しています。なお、これらの処理区以外では、合併処理浄化槽により処理することとしています。

本市では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備と併せて、農業集落排水施設の整備を進めてきました。その背景には、滋賀県において、流域下水道計画区域外のいわゆる「白地」地域を中心に農村下水道を導入する方針が示されたことや、農業集落排水施設が琵琶湖総合開発事業²に位置付けられたことがあり、県内各地で整備が進められました。本市においても、旧びわ町美浜地区や旧湖北町尾上地区をはじめとして整備を進め、農業集落排水施設は地域の生活環境の改善や水質保全に大きな役割を果たしてきました。

一方、施設の老朽化に伴う改築更新需要の増大や維持管理費の増加、人口減少に伴う使用料収入の減少などにより、農業集落排水施設を将来にわたって個別に維持していくことが困難になりつつあります。

このため、平成27年度に策定した「長浜市下水道ビジョン」では、57地区の農業集落排水施設等のうち31地区を令和10年度までに公共下水道へ接続することとし、施設の統合を進めてきました。また、「第2次長浜市下水道ビジョン」では、余呉地域の7地区についても公共下水道へ接続する方針としています。

また、農業集落排水施設として残る地域についても、処理施設の統合や処理方式の見直しを進めることで、施設の効率的な運用と持続可能な汚水処理を目指しています。

さらに、人口減少や施設の老朽化、職員確保など、下水道事業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、市単独での取組に加え、近隣自治体や関係機関との連携による広域化・共同化についても検討する段階にきています。

01 現 状

公共下水道と併せて農業集落排水施設等を整備し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を進めてきました。現在は、これらの施設により市内の生活排水を処理しています。

02 課 題

人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化により、農業集落排水施設を将来にわたって個別に維持していくことが難しくなっています。

03 これまで・現在の取組

57地区の農業集落排水施設等のうち31地区を公共下水道へ接続する方針とし、施設の統合を進めてきました。今後も余呉地域の7地区の接続や、残る施設の統合・処理方式の見直しを進め、効率的な汚水処理を目指します。

04 今後の方針

人口減少や施設の老朽化、職員確保などに対応するため、市単独での取組に加え、近隣自治体や関係機関との連携を強化し、広域化・共同化による事業運営の効率化を検討します。

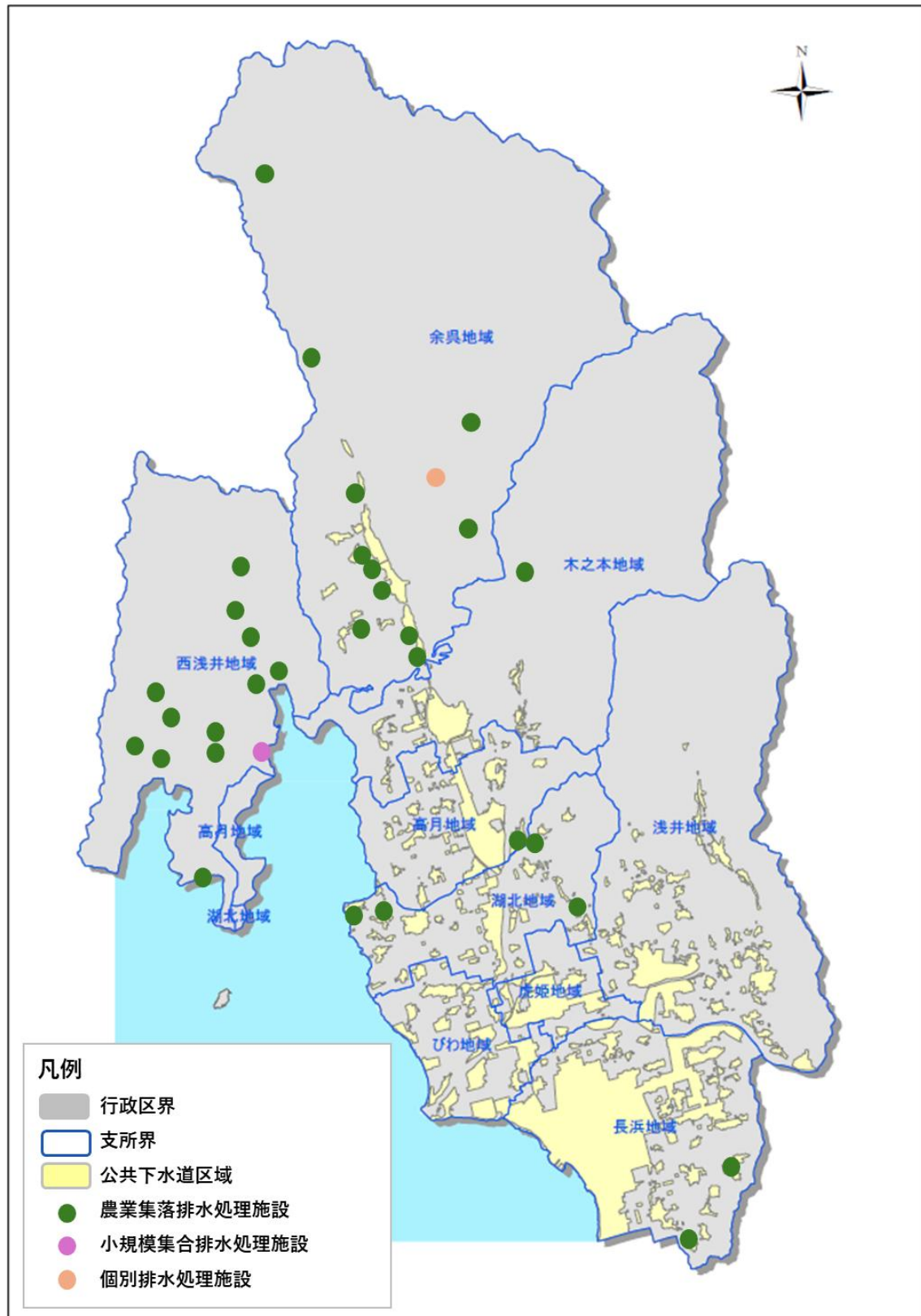
図.8 下水道事業の概要

² 琵琶湖総合開発事業：下流への水供給量を増加させることを目的に、そのための条件整備を含む総合的な地域開発を琵琶湖周辺において実施しようとするものであります。

第3編

下水道事業の概要

● 処理区域図



(※)令和7年度末現在

第3編

下水道事業の概要

● 下水道事業の概要

令和7年度末現在

種別	No.	処理区名	地区名	面積 (ha)	計画人口 (人)	処理方式	供用開始 年度	経過 年数
公共下水道事業	1	東北部処理区	長浜市	4,753.9	106,830	凝集剤添加多段硝化 脱窒法＋ 砂濾過法(東北部浄化センター)	H3	35
農業集落 排水事業	1	鳥羽上	長浜地区	8.0	510	接触ばっ気法(JARUSⅣ型)	H5	32
	2	西黒田南		21.0	960	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡG型)	H10	27
	3	尾上	湖北地区	15.0	1,460	オキシデーションディッチ法	S60	40
	4	津里石川		12.0	300	接触ばっ気法(JARUSⅣ型)	H6	32
	5	小谷南		25.0	950	オキシデーションディッチ法	H9	29
	6	上下山田		11.0	580	間欠流入間欠ばっ気法	H10	27
	7	馬上	高月地区	10.6	610	接触ばっ気法(JARUSⅣ型)	S63	37
	8	杉野	木之本地区	41.0	1,010	連続流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅣH型)	H20	17
	9	川並		63.0	930	接触ばっ気法(JARUSⅣ型)	S63	37
	10	下余呉	余呉地区	72.0	520	接触ばっ気法(JARUSⅣ型)	H2	35
	11	中之郷		45.0	1,460	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡ型) →膜分離活性汚泥方式	H3	34
	12	東野		31.0	1,190	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡ型) →膜分離活性汚泥方式	H5	32
	13	片岡南部		35.0	780	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡ型)	H8	29
	14	丹生		34.0	750	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡG型)	H12	25
	15	坂口		13.0	250	膜分離活性汚泥方式	H13	24
	16	小谷・柳ヶ瀬		14.0	280	膜分離活性汚泥方式	H13	24
	17	椿坂		4.4	100	膜分離活性汚泥方式	H14	23
	18	中河内		4.4	90	膜分離活性汚泥法	H15	22
	19	菅並		14.4	250	膜分離活性汚泥法	H15	22
	20	八田部	西浅井地区	64.0	410	接触ばっ気法(JARUSⅡ型→ⅣH型)	S63	37
	21	黒山		20.0	160	長時間ばっ気法	H1	36
	22	山門中		20.0	470	長時間ばっ気法	H4	33
	23	塩津浜		16.0	850	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡ型)	H6	32
	24	岩熊		12.0	410	連続流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅣ型)	H6	31
	25	庄		20.0	790	回分式活性汚泥法(JARUSⅩⅡ型)	H6	31
	26	山田小山		19.0	300	連続流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅣ型)	H7	30
	27	塩津北		10.0	520	間欠流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅤ型)	H10	28
	28	塩津中部		95.0	1,260	間欠流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅤ型)	H10	27
	29	大浦		35.0	2,040	間欠流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅤ型)	H10	27
	30	菅浦		8.0	580	間欠流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅤ型)	H12	25
	31	余		8.0	570	連続流入間欠ばっ気法(JARUSⅩⅣH型)	H13	24
計				800.8	21,340	－		
小規模集合排水 処理施設	1	月出	西浅井地区	3.0	100	連続流入間欠ばっ気法	H11	23
個別排水 処理施設	1	摺墨	余呉地区	2.0	38	流調型嫌気ろ床担体流動生物ろ過リン除去方式	H15	19

(※)計画人口は、計画策定時の人口を示します。

経過年数は、令和8年4月1日時点の年数を示します。

第4編

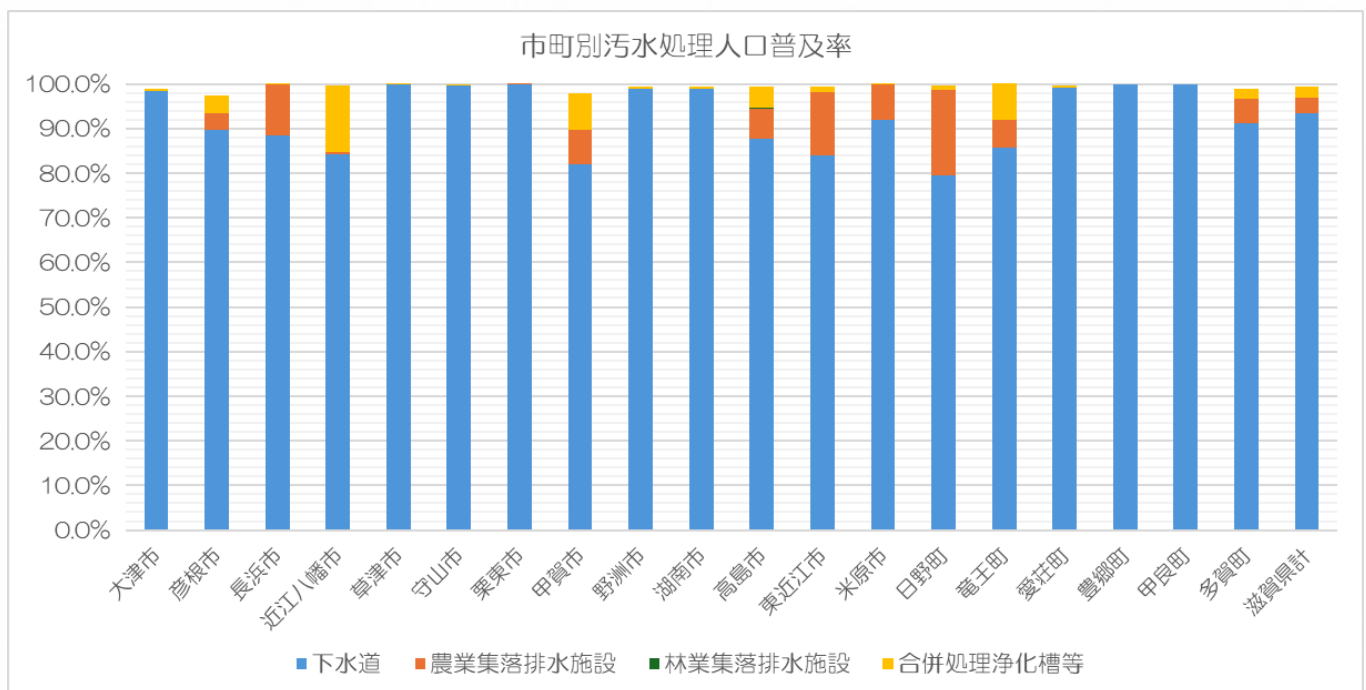
下水道の現状と課題

1 生活排水処理の現状

滋賀県の汚水処理人口普及率³は、99.3%(令和6年度末)で全国第2位と高い状況にあります。

本市の汚水処理人口普及率は、令和6年度末時点で100.0%(公共下水道:88.4%、農業集落排水施設:11.4%、その他:0.2%)と概成した状況にあります。

また、本市の水洗化率⁴は、令和7年度末で公共下水道は約95.4%、農業集落排水施設は約97.5%(令和7年度時点)となっています。



出典:滋賀県ホームページ「汚水処理施設の整備状況」(令和6年度)

図.9 汚水処理人口普及率

³ 汚水処理人口普及率:下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標です。

⁴ 水洗化率:処理区域内人口のうち、すでに汚水を下水道や農業集落排水施設等で処理している人口の率です。

第4編

下水道の現状と課題

2 管路整備状況

本市の污水管路整備延長(令和7年度末)は、公共下水道事業908km、農業集落排水事業150kmをあわせ、累計で1,058kmにもなります。地区別、事業種別の管路整備延長割合は、公共下水道事業については長浜地区が40%(362km)と最も高く、農業集落排水事業については西浅井地区が35%(52km)と最も高い状況にあります。

一方、マンホールポンプ整備箇所数は、公共下水道事業124箇所、農業集落排水事業等170箇所、合計で294箇所にもなります。地区別、事業種別のマンホールポンプ整備割合は、公共下水道事業についてはびわ地区が18%(22箇所)と最も高く、農業集落排水事業については西浅井地区が44%(74箇所)と最も高い状況にあります。

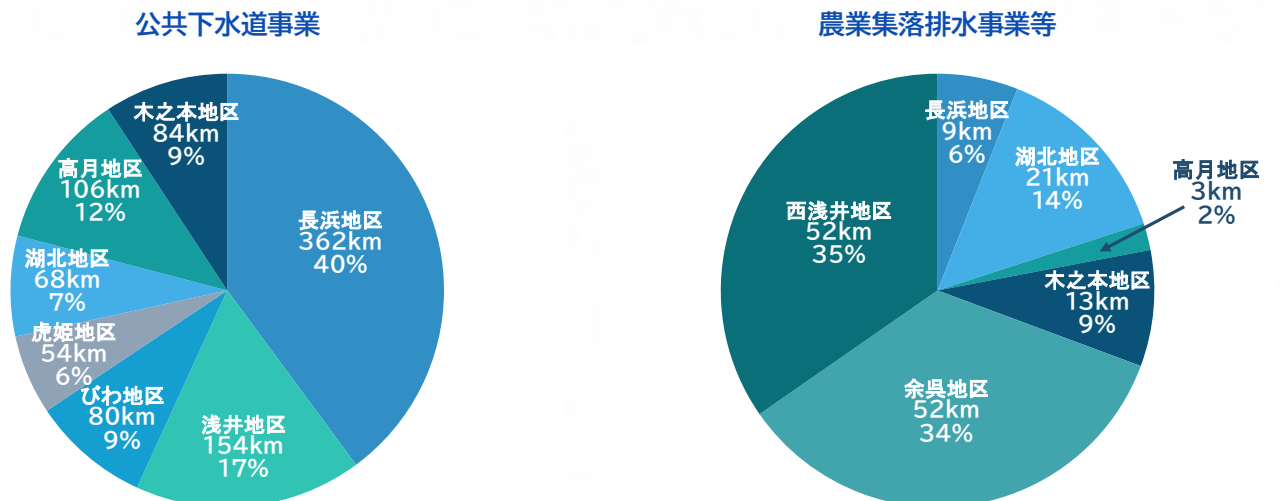


図.10 地区別の管路整備割合

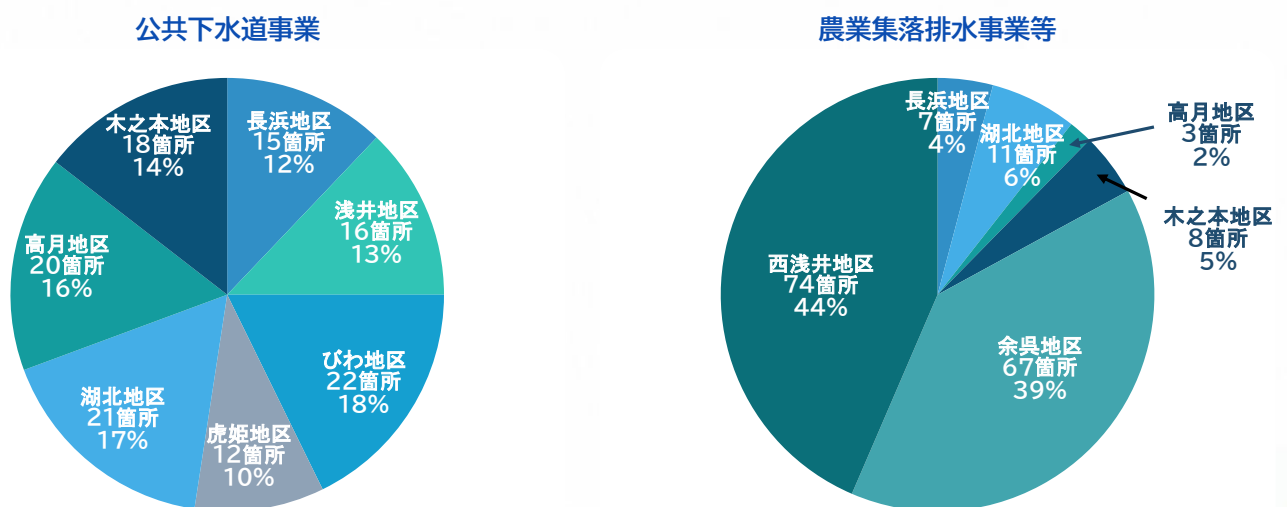


図.11 地区別のマンホールポンプ整備割合

第4編

下水道の現状と課題

3 処理場整備状況

本市の公共下水道は、滋賀県流域下水道の
東北部浄化センターで処理されています。

一方、農業集落排水施設は31箇所あります。

地区別では、西浅井地区が12箇所(39%)
と最も多く、次いで余呉地区が11箇所(36%)
となっています。

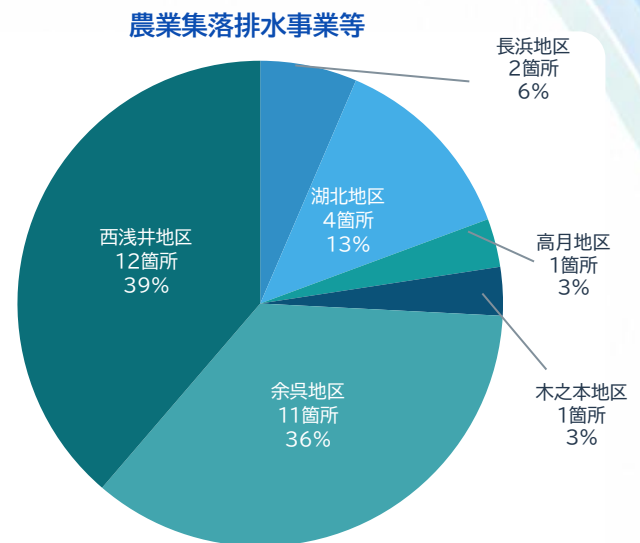


図.12 地区別の農業集落排水施設整備割合

4 水環境の現状

本市を流れる河川は、姉川、田川、余呉川等があります。指定された水域について、環境基準の維持達成状況を把握するための環境基準点は、姉川と田川に設けられており、水質調査地点の水域類型⁵は、AA類型に指定されています。

有機汚濁の代表的指標であるBOD⁶をみると、姉川及び田川では平成29年度から令和6年度まで、環境基準⁷である1.0 mg/Lを遵守しています。

図.13 BOD(75%値⁸)の推移

- ⁵ 水域類型:生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を考慮し、環境省大臣もしくは都道府県知事によって指定されます。河川は6類型(AAからE類型)に分けられており、AA類型が最もきれいな水で、E類型が最も汚い水です。
- ⁶ BOD:生物化学的酸素要求量。水の汚濁成分が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。河川等の汚濁の程度を示す代表的な指標です。
- ⁷ 環境基準:人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。
- ⁸ 75%値:年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値です。一年間で得られたすべての日平均値を測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて $0.75 \times n$ 番目(n はデータ数)に該当する日平均値です。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。

第4編

下水道の現状と課題

5 地震対策の現状

下水道はライフラインとして重要な役割を担う施設であるため、地震が発生した場合においても機能が維持できるよう、施設整備を進めています。

しかし、近年、全国各地で大規模な地震が相次いで発生しており、下水道施設においても多くの被害が生じています。これにより、公衆衛生上の問題だけでなく、道路の陥没等によって社会活動にも大きな影響が及んでいます。

今後、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されていることや、全国各地での被災事例を踏まえると、より効率的な地震対策を講じる必要があります。

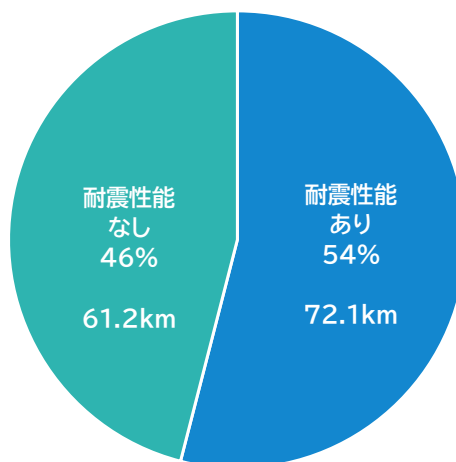
このような状況を踏まえ、本市では「長浜市下水道耐震化計画」を策定し、これまでの施設整備状況に基づく耐震性能の再評価や、優先して地震対策を講じるべき重要な幹線等の見直しを行いました。

見直しの結果、重要な幹線等として約133.3kmと位置付けました。このうち、マンホールも含めた定性的な耐震評価により、約61.2kmについて優先的な地震対策が必要であると判断しました。

また、避難所等の防災上重要な施設において、被災時にもトイレ機能を維持できるよう、マンホールトイレの整備を計画に位置付けました。

今後は、これらの対策を中心として、段階的かつ計画的に地震対策を推進します。

重要な幹線等の耐震化状況



出典：長浜市資料「下水道耐震化計画」

図.14 重要な幹線等の耐震化状況

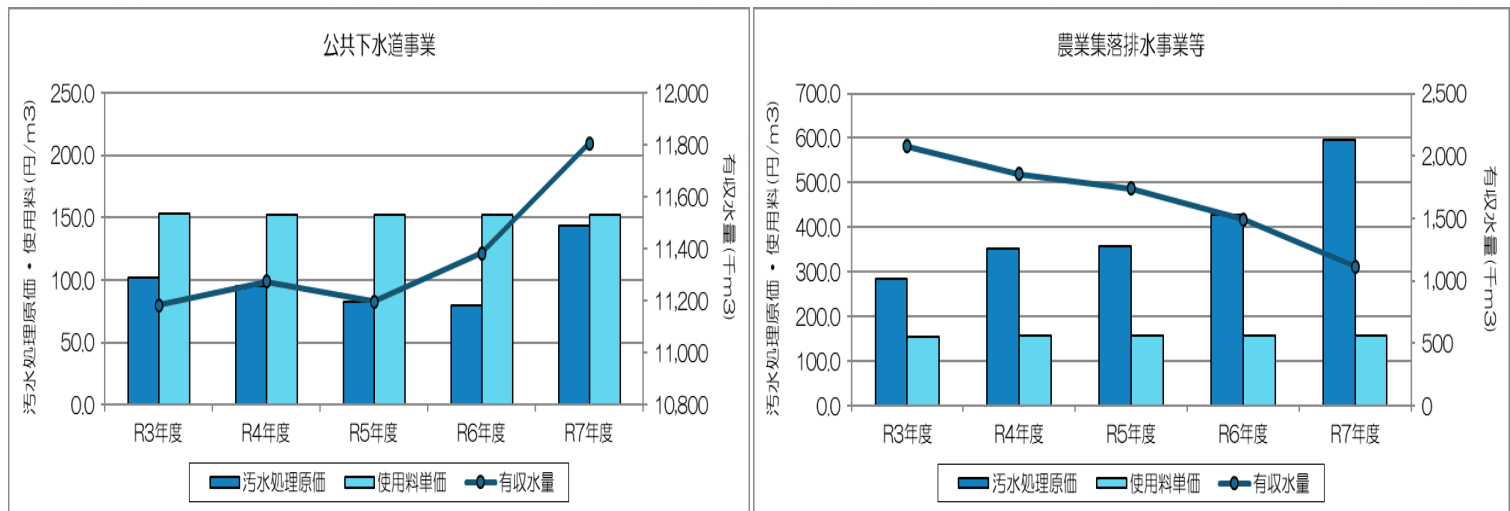
第4編

下水道の現状と課題

6 維持管理の現状

本市の下水道事業は、昭和57年の事業着手以来、管路、マンホールポンプ施設、処理場を整備しており、令和6年度末時点で汚水人口普及率100.0%(公共下水道:88.4%、農業集落排水施設:11.4%、その他:0.2%)と概成しました。これらの施設のなかには老朽化が著しいものもあり、今後、老朽化等の影響から維持管理が大きな負担となることが予想されます。

汚水処理原価⁹と使用料単価¹⁰(令和7年度末実績)は、流域処理の公共下水道事業の汚水処理原価が約144円/m³、使用料単価が152円/m³に対して、単独処理の農業集落排水事業等の汚水処理原価が約597円/m³、使用料単価が158円/m³と、農業集落排水事業等の汚水処理原価は公共下水道事業の4.1倍になっており、事業による格差が生じています。



出典:長浜市資料

図.15 汚水処理原価と使用料単価

農業集落排水施設の維持管理においては、電気料金をはじめとする物価の上昇に伴い、維持管理費が年々増加しており、効率的な施設管理が必要となっています。

耐用年数を超える設備、特にポンプ設備については、2基並列による交互運転を行っています。経年劣化による故障が相次いでおり、計画的な更新と、そのための財源の確保が必要となっています。

近年の集中豪雨では、マンホールや公共ますから雨水が流入し、マンホールポンプ施設から溢水する事態が発生していることから、原因を究明するために対象地域を絞り、不明水調査を実施しています。

⁹ 汚水処理原価:有収水量1m³当たりの汚水処理費を示します。汚水処理費は、維持管理費(管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他)と資本費(地方公営企業法非適用事業:汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金)の合計です。

¹⁰ 使用料単価:有収水量1m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

第4編

下水道の現状と課題

7 浸水対策の現状

本市の浸水対策は、市街地の雨水防除の改善及び浸水被害の防止を目的として行っています。雨水渠の整備は、平成11年度から十一川排水区、平成18年度から内保排水区、平成20年度から知善川排水区、平成25年度からの場井川排水区、打越川排水区、平成28年度から赤川排水区、令和2年度から丁野木川排水区で実施しています。

平成25年9月に発生した時間最大40mmの集中豪雨で被害が発生した赤川排水区では、赤川排水区雨水貯留槽整備工事を実施し、浸水被害防止に取り組んでいます。

表.1 雨水渠整備状況

排水区名	工事箇所	年度													
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
内保	内保町	→													
知善川	三ツ矢元町他	→													
的場井川	祇園町他	→													
打越川	平方町	→													
赤川	木之本町				→										
丁野木川	高月町								→						



図.16 赤川排水区雨水貯留槽整備事業の概要

第4編

下水道の現状と課題

8 改築更新の状況

本市における下水道の施設は、布設後30年を経過する管路や、標準耐用年数を超えるマンホールポンプが増加し、改築更新の時期を迎えています。

また、全国的に下水道管路が関係する陥没事故等が多発していることから、重大な事態を未然に防ぐため、施設が破損する前に計画的な対策を行う、「予防保全型」の改築更新や維持管理への転換を目指し、管理体制の構築に取り組んでいます。管路は点検を通じた的確な状態把握に努め、マンホールポンプは既に導入している外部委託による効率的な日常管理を維持しつつ、ストックマネジメント計画に基づき更新を進めています。

ストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプの更新計画

No.	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	早崎No.1	南浜No.2	湖北今	上野	あすなろ橋	速水	月ヶ瀬
2	早崎No.2	下八木No.1	南速水	神田No.1	国道8号線 (唐国町)	高田No.1	月ヶ瀬橋
3	早崎No.3	大光寺	井口No.1	神田No.2	小倉	高田No.2	八日市
4	益田No.1	田中	難波No.3	神田No.3	西黒田No.2	伊部南端	加田町
5		難波No.1	難波No.6	泉国友郷 No.2	西黒田No.3	伊部北端	石川
6		難波No.2	難波No.7	泉国友郷 No.3	西黒田No.4	留目	津里西
7			難波No.8	泉国友郷 No.4	西黒田No.5	別所	
8			賀農庫前	泉国友郷 No.5			
9				泉国友郷 No.6			
10							
合計	4	6	8	9	7	7	6
No.	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
1	西大井	鍛冶屋	郷野	須賀谷	高時	西野庄送	川合No.1
2	五村	池奥	野瀬	高山No.1	小沢	西野北中	川合No.2
3	上山田	野田	中野	高山No.2	高山No.3	西野西中	川合No.3
4	下山田	酢	大寺	井口No.2	南大井	持寺	川合No.4
5	尾上	西阿閉	三川寺橋	小山	三川オリト	古橋No.1	川合No.5
6	東尾上	熊野No.1	磯野	赤尾	保延寺	古橋No.2	川合No.6
7	馬上	熊野No.2	東高田	木尾No.1	西山	古橋No.3	西黒田
8		熊野No.3	布施	木尾No.2	下之郷	古橋No.4	松尾
9		黒田No.2	黒田No.1	小今	保田	大音	海老江No.2
10		国友	海老江		木尾No.3	高野	
合計	7	10	10	9	10	10	9

※ 新設及び更新後、16年目に更新する計画としている。

図.17 マンホールポンプ施設更新計画の概要

第4編

下水道の現状と課題

9 経営の現状

公共下水道の財源は、雨水は公費、汚水は私費で負担するという原則があります。雨水の処理費用は一般会計から繰り入れますが、汚水の処理費用は下水道使用者に負担していただく下水道使用料を財源とします。

本市の人口は、113,636人(令和2年国勢調査)に対し、令和32年時点では82,316人まで減少すると予測¹¹されています。

公共下水道事業は、彦根市と本市を中心とする4市4町の地域を対象とした流域下水道東北部浄化センターで処理をしています。施設の維持管理は滋賀県が行っており、令和6年度末現在の処理能力は約120,750 m³/日、処理対象人口は、281,091人となっています。

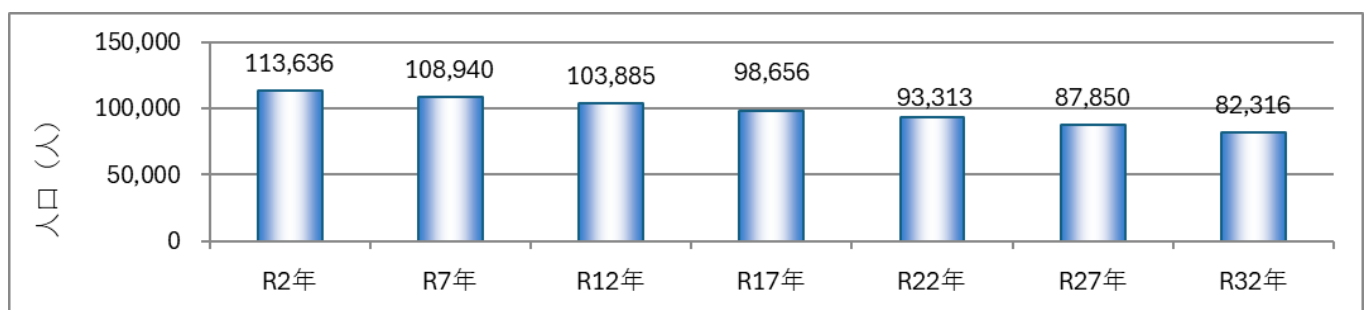
公共下水道の経営では、流域下水道への負担金として、本市の流入汚水量に係る維持管理費を支払っています。その他、下水道に携わる職員人件費、市で整備した管路、マンホールポンプの修繕や維持管理等があります。これらの経費については、使用料として徴収させていただいています。

一方、農業集落排水事業は、一定のまとまりのある自治会単位に、それぞれ汚水処理を行っていますが、小規模処理であることから、公共下水道に比べて処理原価は高いものとなっています。

農業集落排水事業等の経営では、31の処理施設の維持管理費が、老朽化の進行により高騰しています。令和7年度では、使用料で維持管理費の26.5%の回収に留まっていることから、不足する分は一般会計からの繰入で経営している状況です。

また、下水道管や雨水渠の整備については、補助金や企業債を充当し、建設の際に借入れた企業債の償還や利息の支払いに係る財源は、国から示されている繰入基準に基づき、その多くを一般会計からの繰入で補てんしています。

人口減少に伴う下水道使用料の減収は、将来への持続可能な下水道の構築に対して大きな課題となっています。また、公共下水道事業、農業集落排水事業ともにこれまで建設にかかった企業債の返済がピークを過ぎたものの今後も予定されています。



出典：社人研推計値

図.18 将来人口推計

¹¹ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』(令和5年推計)

第4編

下水道の現状と課題

9 経営の現状

表.2 公共下水道事業の収支(令和7年度)

単位:千円

収益的収支

収入

科 目	金 額
1. 営業収益	1,835,641
(1)使用料収入	1,793,575
(2)雨水処理負担金	41,121
(3)その他営業収益	945
2. 営業外収益	1,958,826
(1)他会計負担金	168,633
(2)他会計補助金	889,276
(3)国庫補助金	5,000
(4)長期前受金戻入	894,781
(5)雑収益	1,136
下水道事業収益:①	3,794,467

支出

科 目	金 額
1. 営業費用	3,385,574
(1)管渠管理費	133,656
(2)流域下水道維持管理負担金	800,989
(3)総係費	106,809
(4)減価償却費	2,344,120
2. 営業外費用	306,259
(1)支払利息	295,542
(2)その他営業外費用	10,717
下水道事業費用:②	3,691,833
経常損益:①-②	102,634
特別利益:③	3,793
特別損失:④	1,123
特別損益:③-④	2,670
当年度純利益(△純損失)	105,304

資本的収支

収入

科 目	金 額
1. 企業債	1,949,000
(1)建設改良企業債	537,400
(2)その他	1,411,600
2. 他会計出資金	292,312
3. 国庫補助金	310,917
4. 県補助金	11,125
5. 工事負担金	18,875
計	2,582,229

支出

科 目	金 額
1. 建設改良費	1,088,305
(1)管渠築造費	891,031
(2)流域下水道整備負担金	188,211
(3)固定資産購入費	9,063
2. 企業債償還金	2,936,966
計	4,025,271
不足額	1,443,042
損益勘定留保資金	541,736
減債積立金	840,375
消費税調整額	60,931
補填財源不足額	0

出典:長浜市資料

表.3 農業集落排水事業の収支(令和7年度)

単位:千円

収益的収支

収入

科 目	金 額
1. 営業収益	176,462
(1)使用料収入	176,354
(2)その他営業収益	108
2. 営業外収益	918,432
(1)県補助金	13,089
(2)他会計繰入金	904,494
(3)その他営業外収益	849
計:①	1,094,894

支出

科 目	金 額
1. 営業費用	665,300
(1)職員給与費	29,642
(2)維持管理費	635,658
2. 営業外費用	26,942
(1)支払利息	26,942
計:②	692,242
収支差引:①-②	402,652

資本的収支

収入

科 目	金 額
1. 地方債	8,700
2. 他会計補助金	12,817
3. 工事負担金	3,029
計:①	24,546

支出

科 目	金 額
1. 建設改良費	42,147
2. 地方債償還金	385,065
計:②	427,212
収支差引:①-②	△402,666

不足額:③	△402,666
収益的収支差引:④	402,652
収支再差引:⑤=③-④	△14
前年度繰越金:⑥	2,644
実質収支:⑤+⑥	2,630

出典:長浜市資料

第5編

取組方針

下水道は、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、浸水被害の防止や公共用水域の水質保全を図る上で重要なライフラインであり、持続可能な都市づくりを進める上でも欠かすことのできない都市基盤施設です。

令和7年10月に策定された「長浜市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」では、「長浜市総合計画」の考え方を実現するため、都市づくりの理念として、「①地域コミュニティの維持」、「②安全・安心な暮らしの確保」、「③地域経済の活性化」を掲げています。また、これらの理念に基づく都市づくりの目標として、「①持続可能な長浜ならではのまちづくり」、「②安全・安心な暮らしを支える都市基盤の整備」、「③健全な開発と適切な土地利用による都市活力の向上」「④地域資源を活用した質の高い都市・田園空間の形成」を定めています。

これらの都市づくりの理念や目標を実現するためには、生活環境の向上や安全・安心な暮らしを支える下水道の整備・維持・運営を将来に渡り持続的に進めていくことが重要です。

このことから、「長浜市第2次下水道ビジョン」において掲げた、下水道が目指す取組方針である「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」を今回の改定後においても基本的な取組方針として引き継ぎます。

また、下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、広域化・共同化を新たな取組として位置付けることから、基本方針を補完する取組方針として「つながる力が未来の水を支える」を掲げ、持続可能な下水道事業の運営・推進を図ります。



図.19 長浜市第2次下水道ビジョン【改訂版】の取組方針

第6編

主要施策と具体的な取組

下水道ビジョンの取組方針である、『快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築』に基づき、以下の4つの主要施策と11の具体的な取組を設定しました。



図.20 主要施策と具体的な取組

第6編

主要施策と具体的な取組

1 汚水処理の効率化

① 公共下水道への接続(7地区)

農業集落排水施設は、『事業集約による効率化と削減』をテーマに公共下水道区域内(図.21の赤丸)は、公共下水道への接続によるコスト削減を図ります。

平成27年の長浜市下水道ビジョンでは、流域下水道(木之本西幹線)の整備進捗にあわせ、57地区の農業集落排水施設等のうち31地区を令和10年までに公共下水道に接続することとしています。

令和8年4月までに、24地区の接続が完了していることから、残り7地区についても順次、公共下水道への接続を進めます。

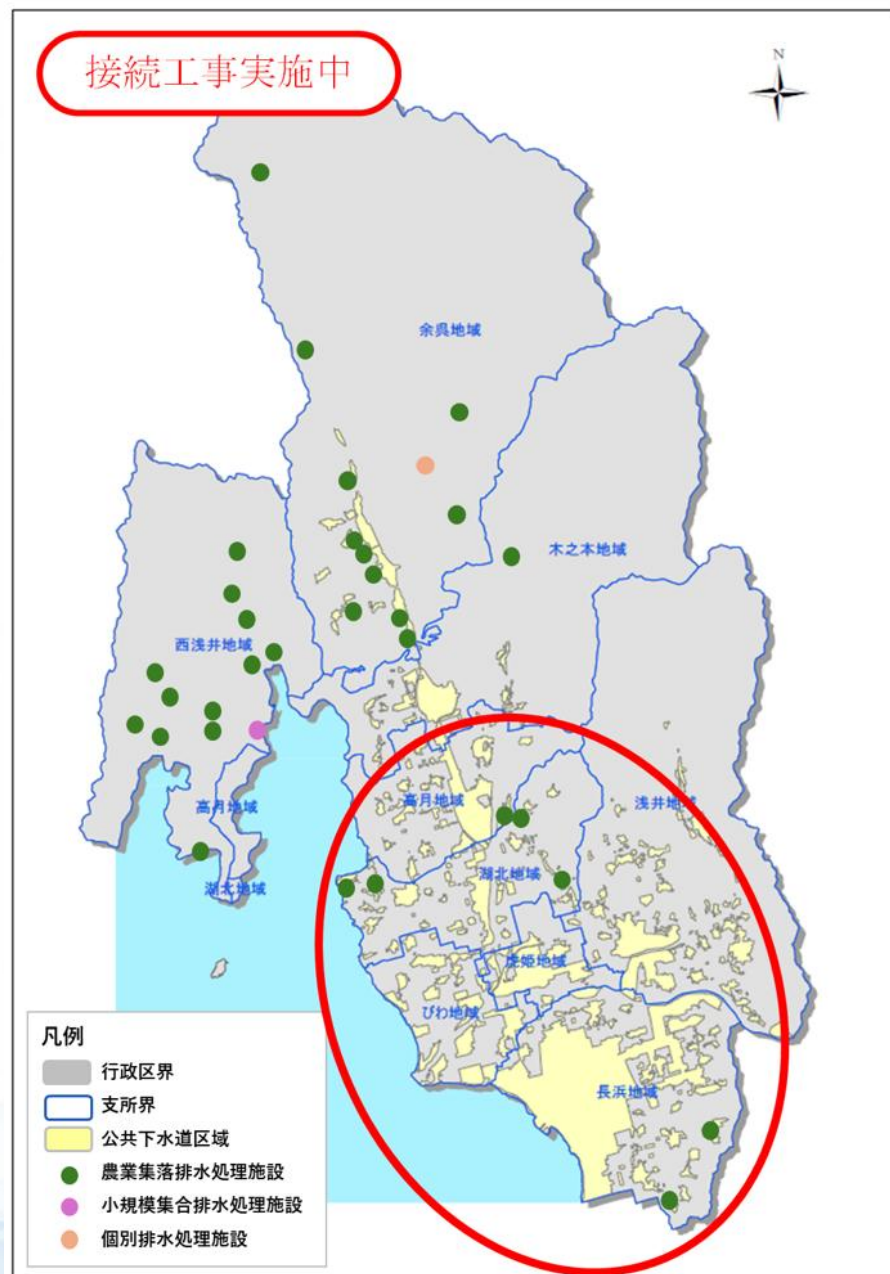


図.21 公共下水道への接続(7地区)

第6編

主要施策と具体的な取組

1 污水处理の効率化

① 公共下水道への接続(7地区)

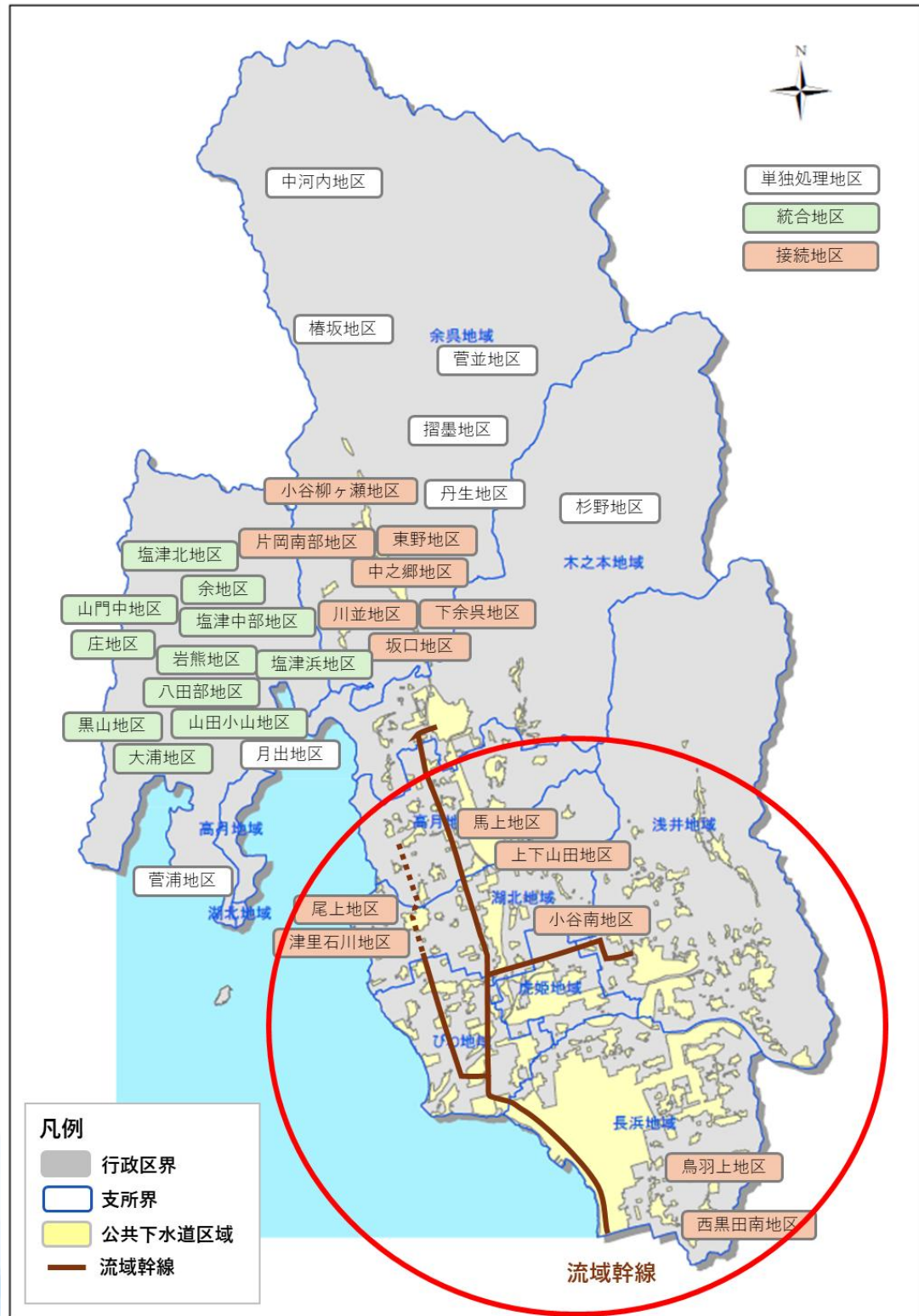


図.22 公共下水道への接続地図位置図

第6編

主要施策と具体的な取組

1 汚水処理の効率化

① 公共下水道への接続(7地区)

農業集落排水事業	No.	処理区名	接続予定年度	接続目標年次				
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
今後接続する 7地区	1	鳥羽上	R8	←	→	●		
	2	西黒田南	R8		←	→	●	
	3	尾上	R9			←	→	●
	4	津里石川	R8	←	→	●		
	5	小谷南	R8	←	→	●		
	6	上下山田	R9		←	→	●	
	7	馬上	R10			←	→	●
接続済地区	1	下八木	R5	令和5年8月接続				
	2	早崎	R5	令和5年8月接続				
	3	南浜	R5	令和5年11月接続				
	4	難波	R5	令和6年3月接続				
	5	七尾南	R6	令和6年6月接続				
	6	湖北西	R6	令和6年7月接続				
	7	神田	R6	令和6年12月接続				
	8	八条	R6	令和7年3月接続				
	9	泉国友郷	R6	令和7年3月接続				
	10	山本	R6	令和7年3月接続				
	11	丁野二俣	R6	令和7年3月接続				
	12	常喜本庄	R7	令和7年8月接続				
	13	賀小今	R7	令和7年8月接続				

表.4 公共下水道への接続計画概要

第6編

主要施策と具体的な取組

1 汚水処理の効率化

② 公共下水道への接続(余呉地域)

余呉地域の7地区(図.23の青丸)についても、『事業集約による効率化と削減』をテーマに、施設の効率的な運用と維持管理コスト削減を図るため、公共下水道への接続を進めることとし、令和8年度から接続事業に着手しました。

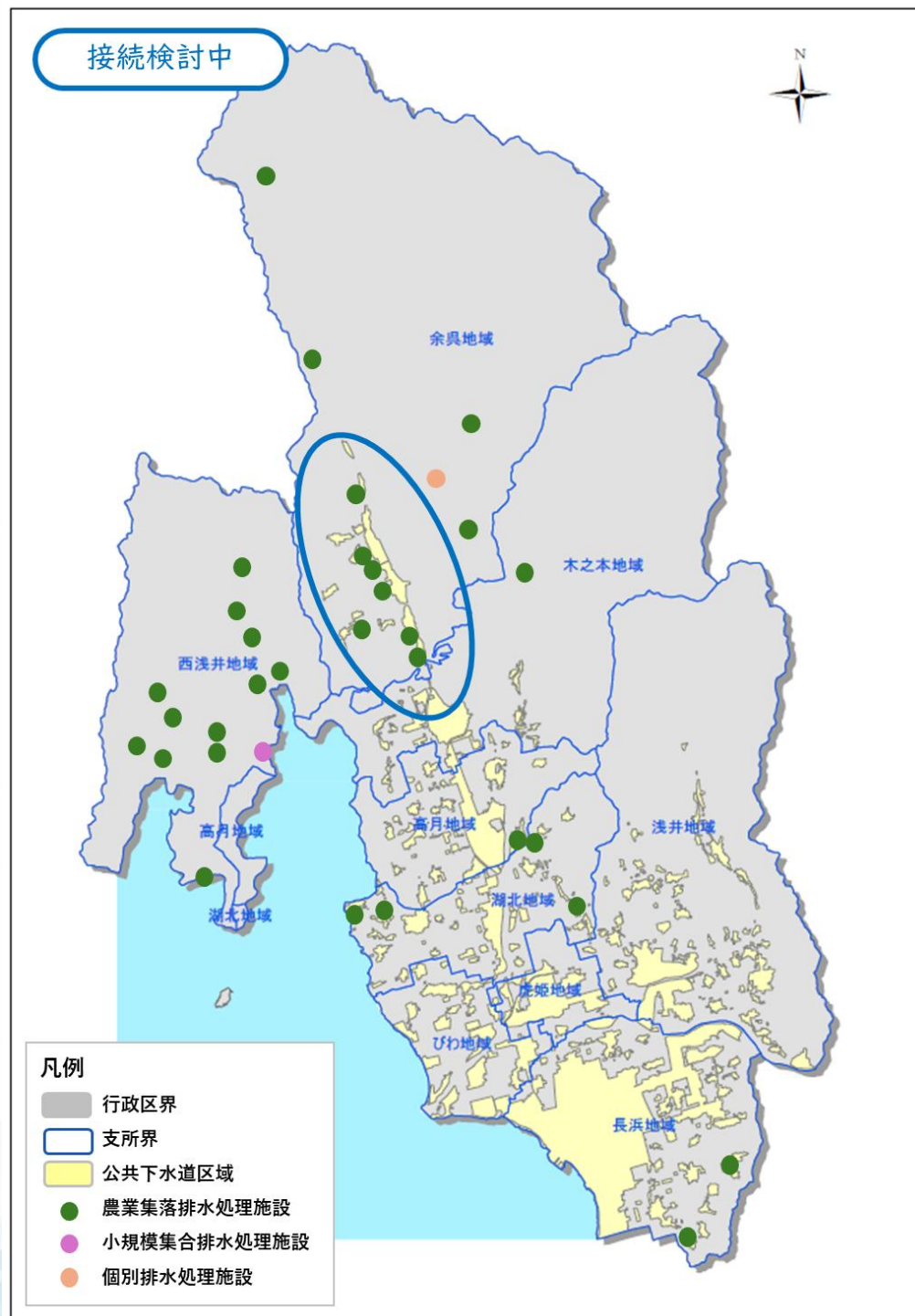


図.23 公共下水道への接続(余呉地域)

第6編

主要施策と具体的な取組

1 污水处理の効率化

② 公共下水道への接続(余呉地域)

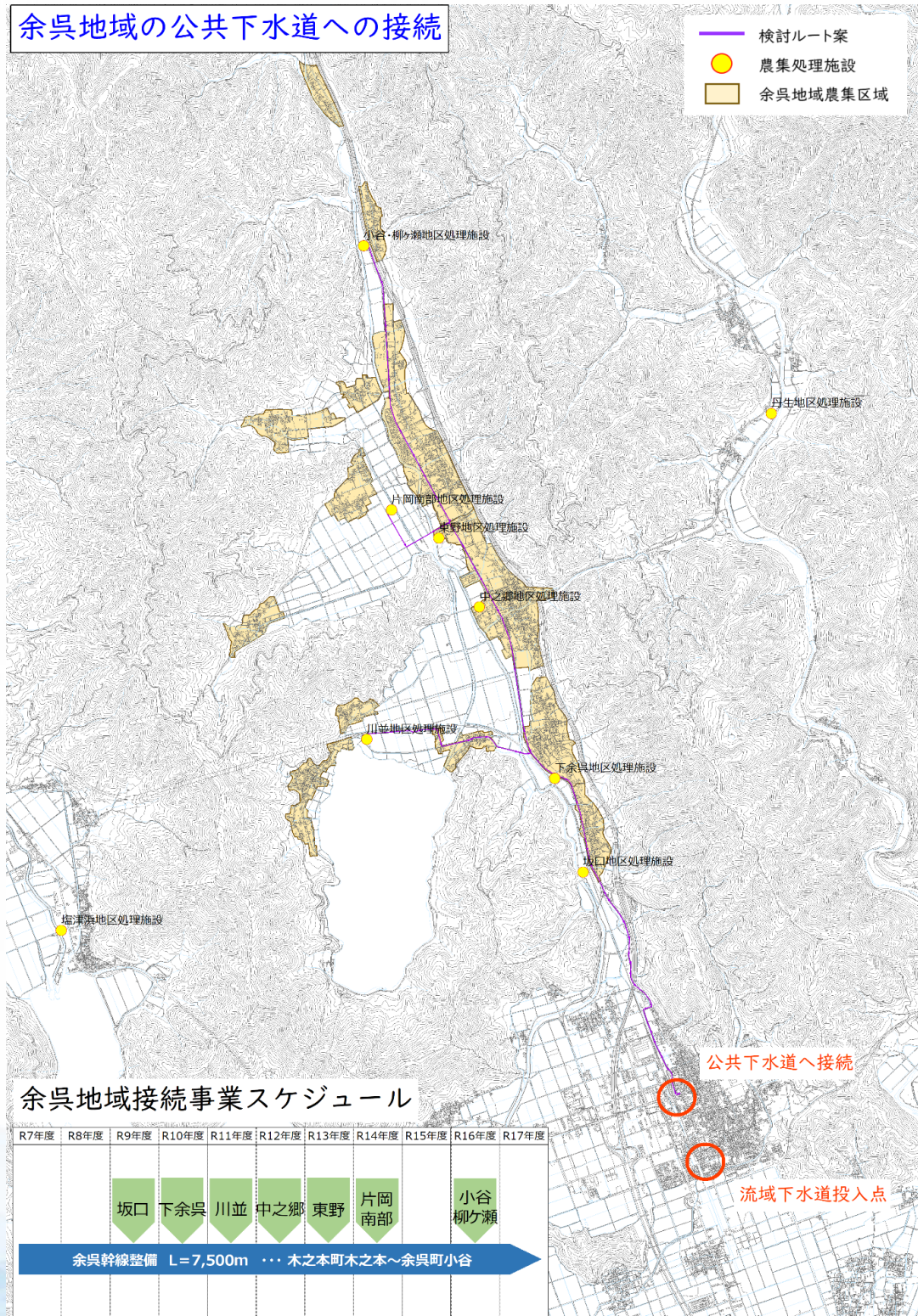


図.24 余呉地域の接続ルート案と事業スケジュール

第6編

主要施策と具体的な取組

1 污水处理の効率化

③ 処理施設の統合(西浅井地域)

西浅井地域の11地区(図.25の緑丸)は、処理施設の老朽化や人口減少による施設の処理能力余剰が懸念されていることから、処理施設の統合を検討しています。

統合先については、増設が不要であることを前提とし、現有の施設規模で処理が可能となる施設を選定します。

接続検討にあたっては、接続する既設管の能力を確保しつつ、最短となるルートを選定します。

施行性や経済性の面から、単独での処理を続ける施設については、令和2年度に策定した『長浜市農業集落排水施設最適整備構想』の個別計画に基づき、計画的な設備更新を実施します。

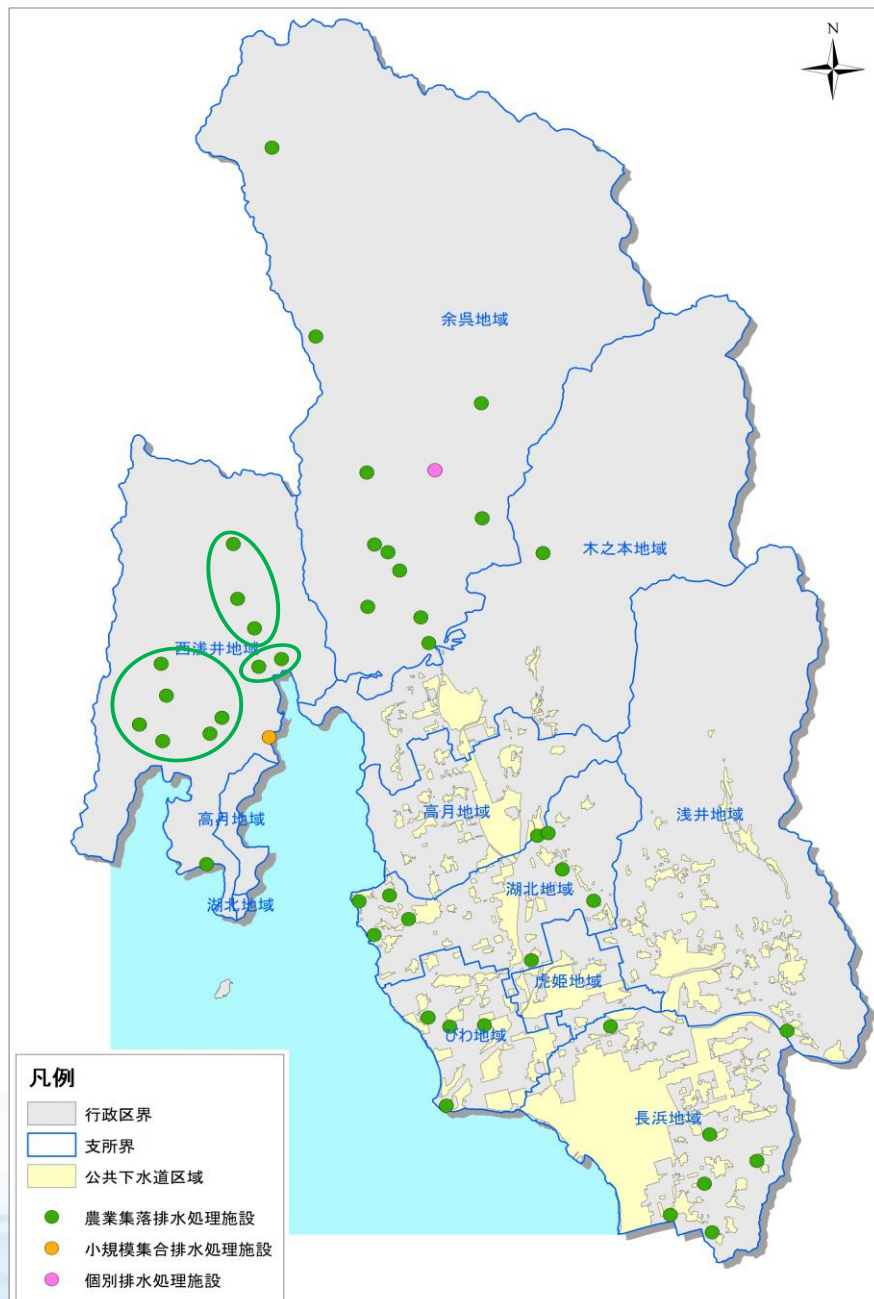


図.25 処理施設の統合(西浅井地域)

第6編

主要施策と具体的な取組

1 汚水処理の効率化

③ 処理施設の統合(西浅井地域)

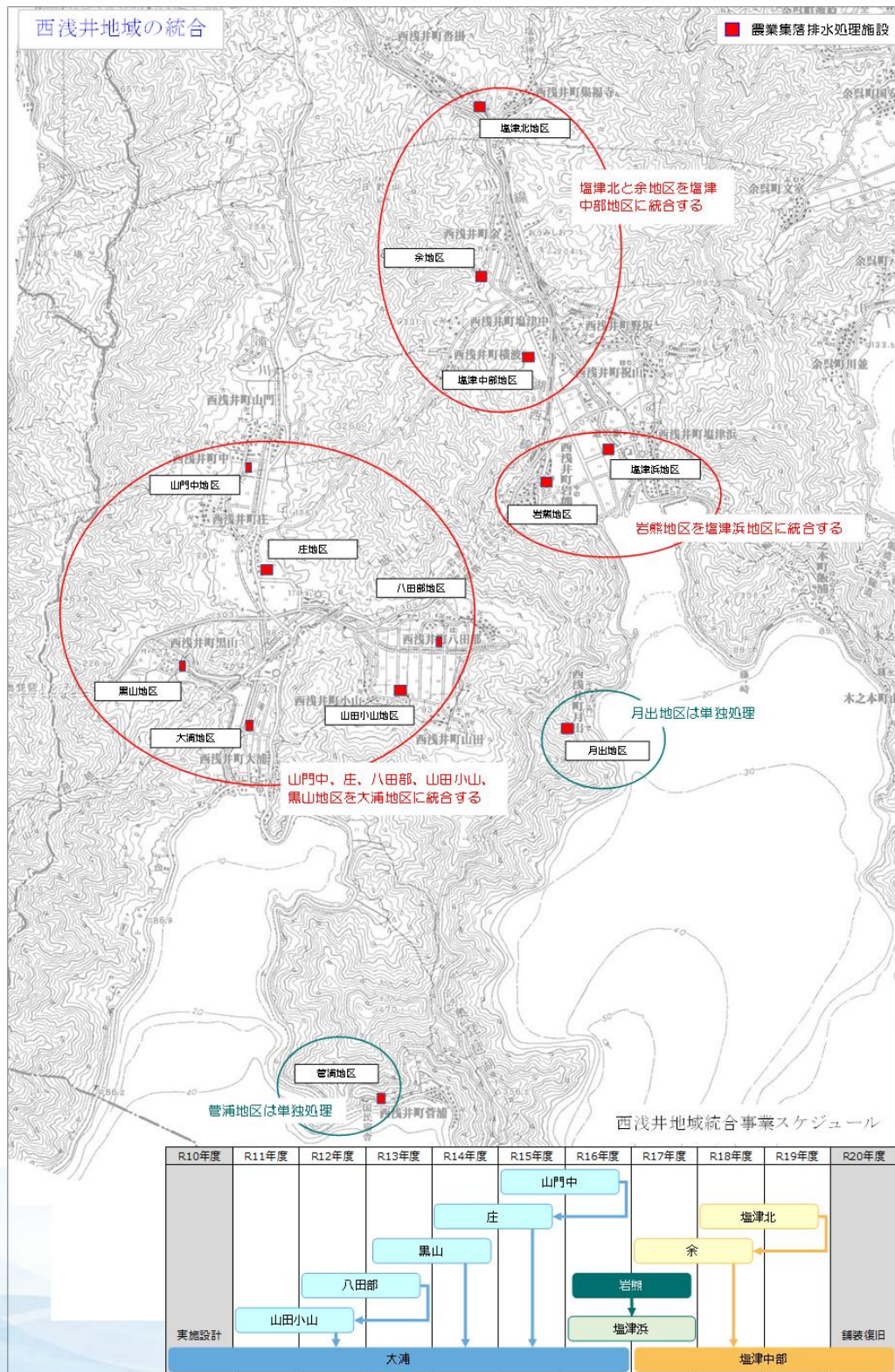


図.26 西浅井地域の統合案と事業スケジュール

第6編

主要施策と具体的な取組

1 汚水処理の効率化

④ 小規模集落における処理方式の見直し

小規模集落については、人口減少に伴う処理施設の利用者数減少が予測されています。また、現行の処理施設を維持する場合、将来の設備更新費用が増大することが想定されます。よって、小規模集落については、汚水処理方式の見直しが必要となっています。

小規模施設により汚水処理を実施している月出地区、椿坂地区、中河内地区については、既設管を利用した合併処理浄化槽への切替えを検討します。

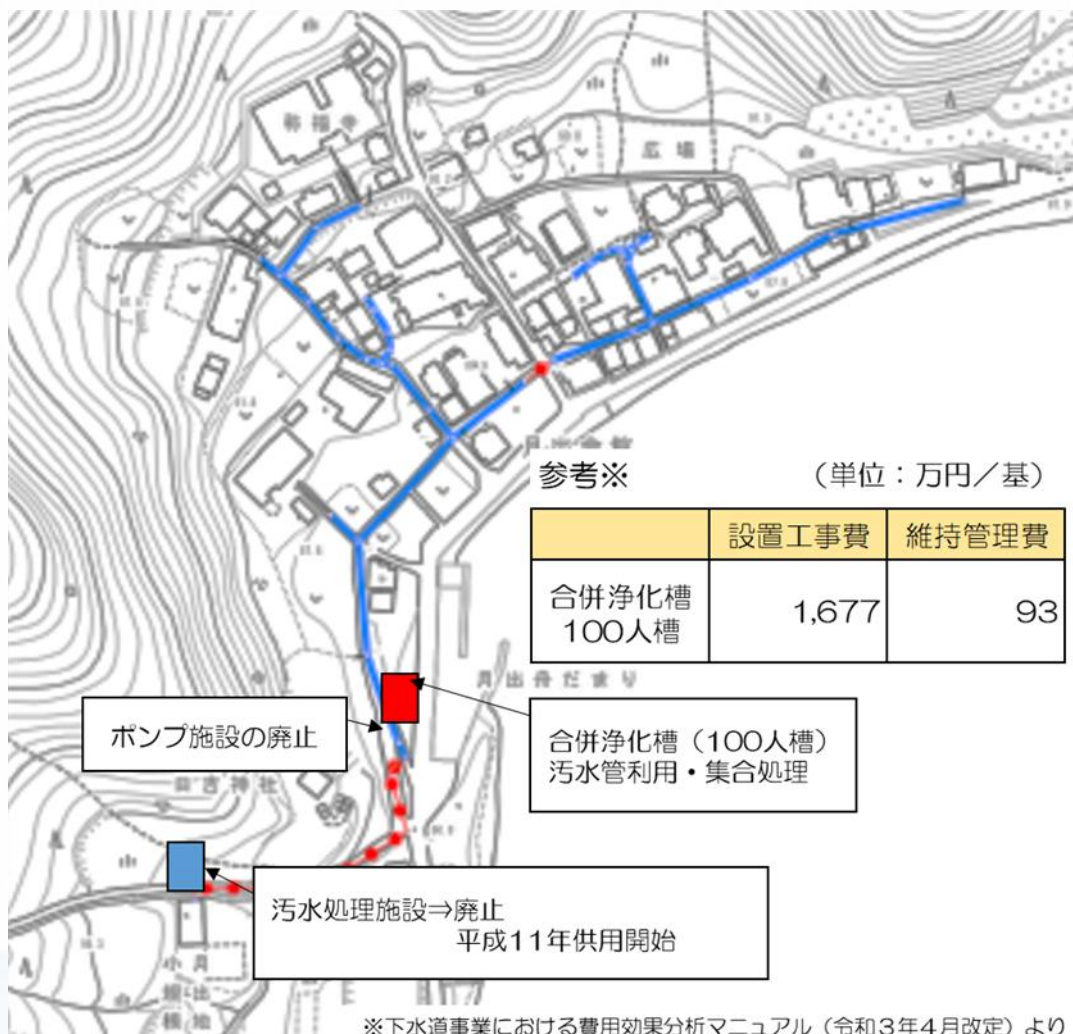


図.27 小規模施設の合併処理浄化槽への切替え(月出地区)

第6編

主要施策と具体的な取組

1 汚水処理の効率化

⑤ 複数自治体による事業運営の一体化

下水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増大、下水道事業を支える職員の確保など、今後さらに厳しくなることが見込まれます。

こうした状況に対応し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくため、本ビジョンの改定では、これまで進めてきた施設の統廃合や効率化に加え、近隣自治体や関係機関との連携を強化し、広域化・共同化による事業運営の効率化や経営基盤の強化を図ることを、新たな取組として位置付けています。

国においても、持続可能な上下水道事業の運営に向けて、複数自治体による事業運営の一体化など、広域化・共同化の取組が推進されています。

本市においても、これまでの市単独での取組にとどまらず、国や県の動向を踏まえながら、近隣自治体との連携による事業運営の一体化について検討を進めます。

これらの取組を通じて、事業運営の効率化や経営基盤の強化、執行体制の強化を図り、将来にわたり安定した下水道サービスを提供できる持続可能な事業運営を目指します。

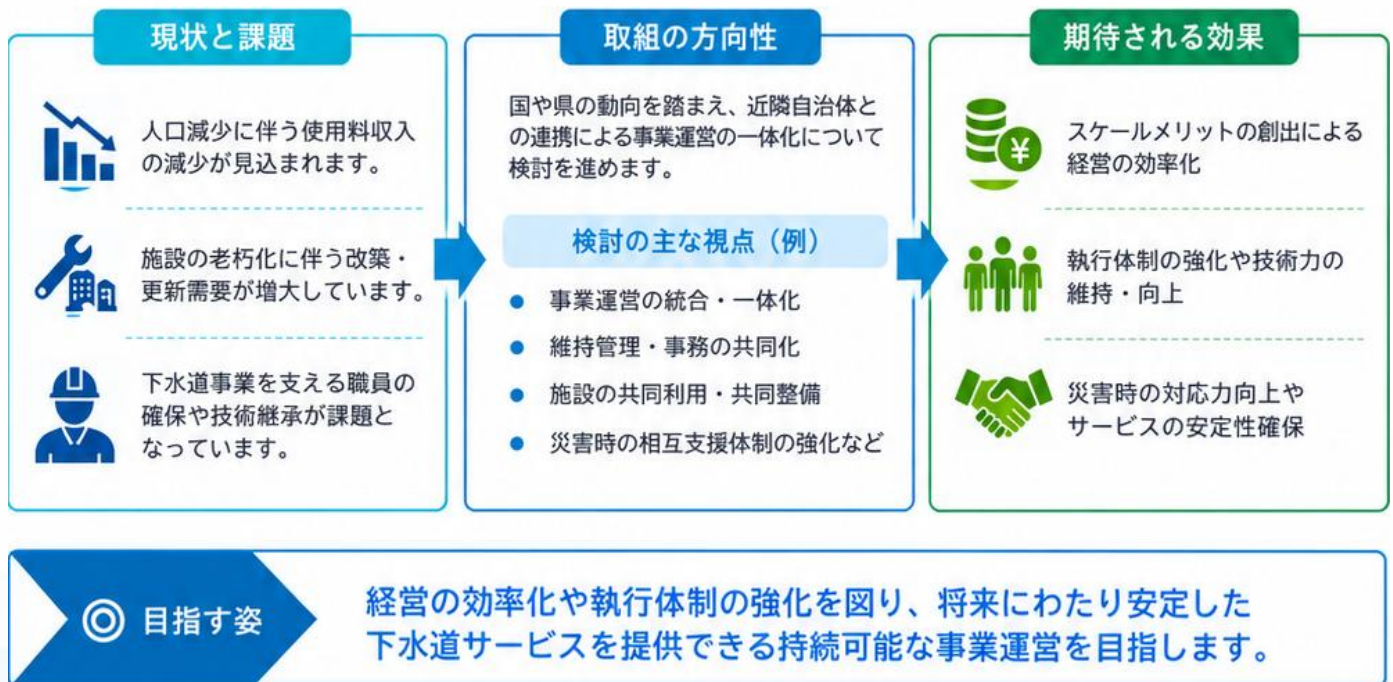


図.28 複数自治体による事業運営の一体化

第6編

主要施策と具体的な取組

2 会計制度の見直し

⑥ 農業集落排水事業への地方公営企業法の一部適用

農業集落排水事業については、現在計画している農業集落排水処理施設の再編(余呉地域の公共下水道への接続、西浅井地域の施設間の統合)後に地方公営企業法を一部適用し、既に公営企業会計である公共下水道事業と併せて下水道事業会計として一本化することとしていました。

一方、県内では既に農業集落排水事業への地方公営企業法の適用が進められており、今後、複数自治体による事業運営の一体化を進めるためには、会計制度や経営手法の統一を図ることが必要となります。

将来的な広域的事業運営に対応できる体制を整えるとともに、農業集落排水事業を含めた下水道事業全体の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るため、農業集落排水処理施設の再編完了を待たず、地方公営企業法を一部適用し、公共下水道事業と合わせて下水道事業会計として一本化します。

農業集落排水事業への地方公営企業法の適用について

本市では、現行ビジョンにおいて、農業集落排水施設の再編(公共下水道への接続・施設間の統合)完了後に、地方公営企業法を適用し、公共下水道事業と会計を一本化する方針としていました。

しかし、近隣自治体の動向や将来の広域的な事業運営を見据え、再編完了を待たず早期に地方公営企業法を適用します。



図.29 農業集落排水事業への地方公営企業法の一部適用

第6編

主要施策と具体的な取組

2 会計制度の見直し

⑦ 下水道事業全体への地方公営企業法の全部適用の検討

本市の公共下水道事業は、平成30年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計による事業運営を行っています。また、農業集落排水事業についても地方公営企業法を一部適用し、公共下水道事業と会計を一本化することとしています。

地方公営企業法の一部適用により、複式簿記による財務状況や経営状況の把握を行っていますが、県内の多くの自治体では、下水道事業に地方公営企業法を全部適用しています。今後、複数自治体による事業運営の一体化を進める場合には、会計制度や事業運営の方法について整合を図ることが必要となります。

このため、県内における広域化・共同化の取組や近隣自治体の動向を踏まえながら、将来的な複数自治体による事業運営の一体化に円滑に対応できるよう、地方公営企業法の全部適用について検討を進めます。

地方公営企業法の全部適用の検討について

1 本市の方向性

将来的な複数自治体による事業運営の一体化に円滑に対応できるよう、地方公営企業法の全部適用について検討を進めます。

■ 現状

- 公共下水道事業は、平成30年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計による事業運営を行っています。
- 農業集落排水事業についても、地方公営企業法を一部適用し、公共下水道事業と会計を一本化することとしています。

■ 検討の背景

- 県内の多くの自治体では、下水道事業に地方公営企業法を全部適用しています。
- 今後、複数自治体による事業運営の一体化を進める場合には、会計制度や事業運営の方法について整合を図ることが必要となります。

■ 今後の進め方（検討の方向性）

県内における広域化・共同化の取組や近隣自治体の動向を踏まえながら、将来的な事業運営の一体化に向けて、全部適用の時期や方法について柔軟に検討を進めます。

想定する2つのパターン（いずれの可能性も視野に入れて検討）

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 長浜市が先行して全部適用する場合 | 県内の事業運営の一体化の進展状況等を見極め、必要に応じて長浜市が先行して全部適用を行う。 |
| ② 広域的な組織への移行に合わせて全部適用する場合 | 複数自治体による新たな広域的組織の設立・運営に合わせて、全部適用となる。 |

➡ どのパターンとなるかは、県内における協議の進展や制度動向等を踏まえ、最適な時期・方法を見極めながら判断していきます。

2 一部適用と全部適用の違い（一般論）

項目	一部適用	全部適用
 適用範囲	主に財務規定を適用	財務・組織・職員の身分取扱い等を含めて適用
 会計方式	公営企業会計（複式簿記）	公営企業会計（複式簿記）
 資産・負債等の把握	○	○
 管理者（事業管理者）	原則として設置しない	事業管理者を設置することが基本
 組織	首長部局の組織として運営	管理者の権限のもとで事業運営
 職員	一般の地方公務員制度を基本とする	地方公営企業の職員としての取扱い
 特徴	会計面を企業会計化	会計だけでなく、組織や職員制度まで含めて企業的に運営

【ポイント】

- 一部適用でも複式簿記による公営企業会計を導入し、財務状況や経営状況を把握します。
- 全部適用は、会計面に加え、組織・人事面まで含めた企業的な運営を行う制度です。

図.30 下水道事業への地方公営企業法の全部適用

第6編

主要施策と具体的な取組

3 災害対策

⑧ 浸水対策

都市の健全な発達を図るため、市街地の雨水排水路整備を順次進めます。

⑨ 地震対策

全国で相次いで発生している巨大地震では、下水道施設に大きな被害を及ぼしています。この状況に鑑み、より効率的な地震対策を講じる必要があることから、『長浜市下水道耐震化計画』を策定しており、計画に基づいて耐震化を進めるとともに、対策が整う前に被災した場合も想定し、被害の最小化を図る減災対策についても合わせて取り組みます。

減災対策では、被災時の避難所等におけるトイレ機能を維持するため、マンホールトイレの整備についても計画的に推進します。都市の健全な発達を図るため、市街地の雨水排水路整備を順次進めます。

⑩ 下水道BCP

減災対策の一環として、下水道施設が被災した場合を想定し、機能を維持・回復し、影響を最小限にとどめる「下水道事業業務継続計画」（下水道BCP: Business Continuity Plan）¹²を従来より策定しています。

「長浜市下水道耐震化計画」で検討した対策を、「下水道事業業務継続計画」に反映し、計画を高度化していきます。

¹² 下水道BCP(Business Continuity Plan)とは、事業継続計画の略であり、災害が発生した際にリソース(ヒト、モノ、情報等)の制約がある中で、震災後に確保すべき下水道機能に係る業務を『だれが、いつまでに、どのレベルで、なにをするか』を具体的に定めるものです。

第6編

主要施策と具体的な取組

4 スtockマネジメント

ストックマネジメントとは、長期的な視点で膨大な下水道施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により対策の優先順位づけを行ったうえで、施設の点検・調査および修繕・改築を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理していくものです。

表.5 長浜市における下水道施設(ストック)

管路施設	1,058km
マンホールポンプ施設	294箇所
マンホール	38,573箇所

⑪ (1) スtockマネジメント計画(管路施設)

供用開始からの期間が経過している中、将来にわたり持続可能な下水道サービスを維持するため、施設の長寿命化および重大事故の未然防止を目的として、予防保全の考えに基づき、維持管理や改築更新を進めます。

本計画において特に重要視する路線については、策定中の「長浜市下水道耐震化計画」と緊密な整合を図り、改築更新と地震対策を適切に組み合わせることで、効率的かつ効果的な対策を実施します。

腐食しやすい環境下や、社会インフラとして重要な交通網に設置されている管路等リスクの高い管路については、管路マネジメントの手法を随時見直しつつ、優先的な対策を講じます。

現状でも、マンホール蓋表面の劣化や腐食(錆)により蓋の開閉ができない箇所があります。

本計画を推進する手法として、既存の維持管理と将来の改築更新を一体的に捉えた官民連携手法の活用について検討し、民間事業者の技術力やノウハウを活かした取り組みを進めます。

蓋の更新費用は、1箇所当たり約50万円となっていることから、実施にあたっては劣化度合いに伴う優先順位と、財政面を考慮して更新を実施します。

⑪ (2) スtockマネジメント計画(マンホールポンプ施設)

現状は、耐用年数に基づき15年経過した施設から順次更新を実施しています。

今後、すべてのマンホールポンプ施設における更新が一通り終わった段階で、ポンプの稼働時間や維持管理・修繕の頻度等を記録・蓄積し、それらを分析することで更新時期の検討を行い、更新計画を策定します。

第7編

その他の取組について

前項に整理した主要施策や具体的な取組以外に、取組方針の達成のために必要となる取組や、今後の下水道事業の継続に関する課題を整理します。

(1) 下水道への接続手続き

本市では、公共枿の設置申請を受けて、年間200個程度の公共枿を設置しています。

設置まで、現地確認や道路占用、交通規制の手続き、工事の日程調整等で、約4ヶ月の準備期間が必要となります。枿設置後は改めて、排水設備の新設申請が必要となり、申請者と契約した指定工事店による宅内排水の整備が行われ、市の接続検査を経て下水道が使用できるようになります。

申請から下水道の使用までに、複数の申請が必要なこと、多くの時間を要することから、公共枿の申請から宅内設備の整備まで、一連の申請手続きができるよう検討を進めます。

また、申請者による一体的な工事の実施についても検討を進めます。

(2) 不明水対策

流域下水道の維持管理負担金は、関係市町ごとの処理水量を算定し1m³当りの負担金単価を乗じて決定されます。処理水量は、使用料で回収する有収水量とマンホール等から浸入した不明水量の合算となります。不明水は、近年増加しており、その処理に年間1億円を超える負担が発生しています。不採算経費を縮減するため、管内カメラ等で浸入箇所を特定するための調査を行っていますが、これまで、不明水の減少にはつながっていません。

県全体で不明水対策を進めていますが、実効性のある対策が必要となっています。

(3) 用途廃止施設の利活用・解体除却

農業集落排水は供用後30年を経過した地区から、公共下水道による処理に切替を行い、下水道事業全体の効率化を図るための取組を進めています。用途を終えた処理施設は、処理水槽の洗浄、消毒、ろ材の撤去等の最終清掃を行い、安全対策を施して閉鎖します。

建屋については、補助事業で取得した財産であり一定期間、処分制限が残るため、目的外利用ができるよう国に届け出て管理しています。しかし、立地的に集落のはずれにあることや、空きスペースが限られていること等で、地元自治会等による積極的な利活用は困難な状況です。

今後、建屋の処分制限が解けるのを待って解体撤去を進め、更地化した土地の有効利用が図れるよう検討していきます。

(4) 企業債の償還財源

下水道整備に調達した企業債の償還期間は、5年据置25年の元利均等償還（現在の下水道事業債は5年据置35年償還）で、償還は主に減価償却費を財源として返済しています。

毎年度費用化する減価償却費は、企業債の償還期間30年に対して、最長50年と長いため、実際の償還額より減価償却費が不足している状況が続いています。

本市では、減価償却費の不足を埋めるために、資本費平準化債を活用していますが、資本費平準化債の借入れを継続すれば、資本費平準化債を償還するための財源が不足することになるため、資金の確保が必要となっています。

(5) 下水道使用料の見直し

平成26年4月から農業集落排水施設使用料を公共下水道に統一し、使用者負担の整合を図っています。今後も、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続の推進により維持管理費等を削減し、安定経営を図り、現行使用料水準の継続に努めますが、持続的な下水道事業の経営のために必要となる場合には、使用料の見直しについて検討します。

第2次長浜市下水道ビジョン【改訂版】

発行日／令和9年3月

発行／長浜市役所

編集／長浜市 下水道事業部

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

TEL0749-65-1600

URL <http://www.city.nagahama.lg.jp/>